

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：湖西市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.1%
全職員	74.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び経験年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	78.6%
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	93.6%
本庁係長相当職	99.0%

(1) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.9%
31～35年	94.3%
26～30年	92.2%
21～25年	90.1%
16～20年	88.4%
11～15年	82.0%
6～10年	81.3%
1～5年	75.4%

【説明欄】

- ・男性職員の約74.3%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性職員における任期の定めがない常勤職員は約58.6%に留まっている。
- ・「勤続年数別」においては、前職歴を有する者が男性職員には多く、同じ勤続年数でも前職歴が加味された男性職員の方が、女性職員よりも給与水準が高い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。